

## 沖縄県地域枠キャリア形成プログラムの改正について

### 1 地域枠キャリア形成プログラムの改正について

医療法に基づき医師の能力の開発及び向上を図るための計画として、都道府県が地域医療支援事務として策定する「地域枠キャリア形成プログラム」については、その内容を毎年度改善するよう努めること及びその変更は地域医療対策協議会での協議を経て決定することが国のガイドライン（キャリア形成プログラム運用指針）で定められている。

については、地域枠医師の研修及び勤務の実効性を高め、医師不足及び偏在対策を強化するため、キャリア形成プログラムの改正を行う。

### 2 改正案の概要及び理由

#### (1) 推奨診療科の設定

キャリア形成プログラムでは、16 診療科と多くのプログラムを策定しているが、派遣される離島・北部の指定医療機関においては、定数の少ない診療科も多いため、ニーズの多い内科、小児科、外科、産婦人科、救急科及び総合診療を推奨診療科として、地域医療に必要な医師を確保していく。

#### (2) 就業年限を「9年以上の連続する期間」を「9年以上の期間」に改める。(2-(1))

キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベント等により、対象期間の一時中断も想定されていることから、キャリア形成プログラム運用指針や他県のプログラムと同様に「連続」を削除し9年以上とする。

#### (3) 休業等に係る就業年限の取扱いの規定の追加

休業等に係る就業年限の取扱いについて未整備であったため、自治医科大学等を参考に定める。

### 3 添付資料

沖縄県地域枠キャリア形成プログラム新旧対照表（資料 5-2）

### 4 その他

令和 10 年度に開院予定の公立沖縄北部医療センターへの地域枠医師の派遣に係る、指定医療機関への追加時期、新たな診療科のプログラム策定期間等について、今年度中に協議を行う。（資料 5-3）

## 新 旧 対 照 表

新（改正案）	旧（現行）
<p>沖繩県地域枠キャリア形成プログラム（各科共通部分）</p> <p>1 キャリア形成プログラムの目的（略）</p> <p>2 <u>推奨診療科</u> 診療科については、<u>地域の医療ニーズ、円滑な指定医療機関における勤務等を考慮し、内科、小児科、外科、産婦人科、救急科及び総合診療を推奨診療科とします。</u></p> <p>3 <u>地域枠医師の就業年限</u> (1) 就業年限 就業年限とは、地域枠医師が本プログラムに従い、貸与を受けた修学資金等の返還免除を受けるための要件として研修及び勤務を行う期間を指します。 地域枠医師は、<u>専攻する診療科により若干異なりますが、卒業後直ちに9年以上の期間、本プログラムに従って研修及び勤務を行う必要があります。</u>（略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>休業等に係る就業年限の取扱い</u> 育児休業等により休業する場合は取扱いについては、<u>下記のとおりとします。</u> ア <u>就業年限に算入するもの 産前産後休暇、育児短時間勤務及び病気休暇</u> イ <u>就業年限にとり算入しないもの 育児休業、介護休暇及び休職</u> ウ <u>育児短時間勤務をする場合において、その期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は就業年限に算入しないものとします。</u> エ <u>就業年限算入する際の取扱いについては、自治医科大学卒業医師の取扱いに準じます。</u></p> <p>(7)～(9) <u>番号繰り下げ</u></p> <p>4～5 <u>項番号の繰り下げ</u></p>	<p>沖繩県地域枠キャリア形成プログラム（各科共通部分）</p> <p>1 キャリア形成プログラムの目的（略）</p> <p>2 <u>新設</u></p> <p>2 <u>地域枠医師の就業年限</u> (1) 就業年限 就業年限とは、地域枠医師が本プログラムに従い、貸与を受けた修学資金等の返還免除を受けるための要件として研修及び勤務を行う期間を指します。 地域枠医師は、<u>卒業後、専攻する診療科により若干異なりますが、9年以上の連続する期間、本プログラムに従って研修及び勤務を行う必要があります。</u>（略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>新設</u></p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>3～4 （略）</p>

## 修学資金返還債務の当然免除及び在職期間の計算方法に関する取扱いについて (抜粋)

この取扱いは、義務年限内の自治医科大学卒業医師が育児短時間勤務をしたときの修学資金返還債務を当然免除するための在職期間の取扱いについて定めるものとする。

### 1 育児短時間勤務に係る在職期間の認定

#### (1) 在職期間の計算方法

- ア 育児短時間勤務に係る修学資金返還債務を当然免除するための在職期間の計算方法は、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1 週間当たりの通常の勤務時間数 (40 時間)」分の「実際に勤務した 1 週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。
- イ 前号に基づいて算出した月数に 1 月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- ウ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当然月は 1 月在職したものとみなす。
- エ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は在職期間から控除するものとする。

#### (2) 育児短時間勤務期間の控除

育児短時間勤務をした期間が通算 5 年を超えたときは、その超えた月数を修学資金の返還債務を当然免除するための在職期間から控除するものとする。

### 2 適用

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日現在、現に自治医科大学に在籍している医学部学生及び自治医科大学卒業医師に適用する。